

平成 25 年 3 月 8 日招集

平成 25 年第 1 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 頁
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 頁
議案第 3 号	平成 25 年度燕市一般会計予算	別冊
議案第 4 号	平成 25 年度燕市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成 25 年度燕市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成 25 年度燕市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成 25 年度燕市公共下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成 25 年度燕市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 9 号	平成 25 年度燕市企業団地造成事業特別会計予算	別冊
議案第 10 号	平成 25 年度燕市温泉保養センター特別会計予算	別冊
議案第 11 号	平成 25 年度燕市水道事業会計予算	別冊
議案第 12 号	燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	3 頁
議案第 13 号	平成 24 年度燕市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
議案第 14 号	燕市公告式条例の一部改正について	5 頁
議案第 15 号	燕市行政組織条例の一部改正について	7 頁
議案第 16 号	燕市庁舎会議室等の使用に関する条例の制定について	10 頁
議案第 17 号	燕市職員の給与に関する条例等の一部改正について	15 頁
議案第 18 号	燕市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	17 頁
議案第 19 号	公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	19 頁
議案第 20 号	燕市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	21 頁
議案第 21 号	燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例の制定について	24 頁
議案第 22 号	燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について	30 頁
議案第 23 号	燕市税条例の一部改正について	32 頁
議案第 24 号	燕市国民健康保険税条例の一部改正について	34 頁
議案第 25 号	燕市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について	37 頁

議案第 26 号	燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	40 頁
議案第 27 号	燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	46 頁
議案第 28 号	燕市デイサービスセンター条例の一部改正について	50 頁
議案第 29 号	燕市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	52 頁
議案第 30 号	燕市都市公園条例の一部改正について	62 頁
議案第 31 号	燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	66 頁
議案第 32 号	燕市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	89 頁
議案第 33 号	燕市道路占用料徴収条例の一部改正について	104 頁
議案第 34 号	燕市営住宅条例の一部改正について	107 頁
議案第 35 号	燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について	110 頁
議案第 36 号	燕市下水道条例の一部改正について	112 頁
議案第 37 号	燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	117 頁
議案第 38 号	燕市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	119 頁
議案第 39 号	燕市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	123 頁
議案第 40 号	燕市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	125 頁
議案第 41 号	市道路線の認定について	127 頁
議案第 42 号	他の団体の公の施設の利用に関する協議について	131 頁
議案第 43 号	平成 24 年度燕市一般会計補正予算 (第 11 号)	別冊
議案第 44 号	平成 24 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 45 号	平成 24 年度燕市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 46 号	平成 24 年度燕市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 47 号	平成 24 年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 48 号	平成 24 年度燕市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市米納津3398番地

氏 名 北村文江

昭和26年11月17日生

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市米納津4875番地

氏 名 石 村 寿 一

昭和27年5月14日生

燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の
一部改正について

燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成18年燕
市条例第51号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(平成18年燕市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中「月額54万2,500円とする」を「月額60万円以内において教育委員会が市長と協議して定める」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市公告式条例の一部改正について

燕市公告式条例（平成18年燕市条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市公告式条例の一部を改正する条例

燕市公告式条例(平成18年燕市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

名称	位置
燕市役所前掲示場	燕市吉田西太田1934番地

附 則

この条例は、平成25年5月7日から施行する。

燕市行政組織条例の一部改正について

燕市行政組織条例（平成18年燕市条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市行政組織条例の一部を改正する条例

第1条 燕市行政組織条例(平成18年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市民生活部の項及び健康福祉部の項を次のように改める。

市民生活部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 市税等の賦課に関すること。
- (4) 市税等の徴収に関すること。
- (5) 環境政策及び環境衛生に関すること。
- (6) 交通対策に関すること。
- (7) 公害防止に関すること。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関すること。
- (3) 介護保険に関すること(介護保険料の賦課等を除く。)
- (4) 児童福祉に関すること。
- (5) 保健衛生及び保健指導に関すること。
- (6) 国民健康保険に関すること(国民健康保険税の賦課等を除く。)
- (7) 国民年金に関すること。
- (8) 医療費助成に関すること。

第2条 燕市行政組織条例の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項を次のように改める。

総務部

- (1) 議会及び行政組織に関すること。
- (2) 職員の人事、厚生及び研修に関すること。
- (3) 秘書及び褒賞に関すること。
- (4) 防災に関すること。

- (5) 情報化政策及び情報システムに関すること。
- (6) 市有財産に関すること。
- (7) 工事等の入札及び契約管理に関すること。
- (8) 工事の設計審査及び検査に関すること。
- (9) 他の部の所管に属さないこと。

附 則

この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年5月7日から施行する。

燕市庁舎会議室等の使用に関する条例の制定について

燕市庁舎会議室等の使用に関する条例を次のように制定するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市庁舎会議室等の使用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、燕市庁舎の会議室等を市の事務及び事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会議室等 別表に掲げるものをいう。

(2) 休日 燕市の休日を定める条例(平成18年燕市条例第2号)第1条第1項に定める休日をいう。

(3) 平日 前号に定める日以外の日をいう。

(使用できない日)

第3条 会議室等を使用できない日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第4条 会議室等の使用時間は、平日においては午後6時から午後9時まで、休日においては午前9時から午後9時までとする。

(対象)

第5条 会議室等を使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をしている者

(2) 市内に事業所又は事務所を有する者又は法人その他の団体

(3) その他市長が特に必要と認めるもの

(使用の許可)

第6条 会議室等を使用しようとするものは、市長の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条

件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 会議室等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (4) 営利を目的とする民間企業等が、その営利を目的とした販売等のために会議室等を使用するとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者の支持をしようとするとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者に生じた損害について市長はその責を負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別な事情により市長が必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、会議室等を許可された目的以外の目的に使用してはならない。

2 使用者は、使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、会議室等の使用を終了したときは、直ちに会議室等を原状に回復させなければならない。第8条の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償等)

第14条 使用者は、故意又は過失により会議室等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

別表(第2条、第9条関係)

1 つばめホール及びまちづくり広場

区分	1時間当たりの使用料 (午前9時から午後9時まで)
つばめホール	2,000円
まちづくり広場(木製 デッキ部分を含む。)	2,000円
附属設備	規則で定める額

2 会議室

区分	午前 (午前9時から正 午まで)	午後 (午後1時から午 後5時まで)	夜間 (午後6時から午 後9時まで)
会議室 101	1,600円	2,100円	1,600円
会議室 102	1,600円	2,100円	1,600円
会議室 103	1,600円	2,100円	1,600円
会議室 201	2,600円	3,500円	2,600円
会議室 202	1,000円	1,400円	1,000円
会議室 203	1,000円	1,400円	1,000円
附属設備	規則で定める額		

備考

- 1 冷暖房の利用期間中に使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する(まちづくり広場及び附属設備は除く。)
- 2 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する(附属設備は除く。)

燕市職員の給与に関する条例等の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）等の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「100分の98.82」を「100分の98.91」に改める。

(燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年燕市条例第174号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「給料月額のほか、その差額に相当する額」を「平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年燕市条例第53号)の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年燕市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第6条第2項若しくは第3項に規定する感染症若しくは」を「第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに」に改め、「(以下「検体」という。)」を削り、同項第2号中「、家庭訪問指導又は検体の採取若しくは取扱いの作業」を「又は家庭訪問指導の作業」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

第5条第2項中「300円」を「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 前項第1号及び第2号の作業 300円

(2) 前項第3号の作業 380円(著しく危険であると市長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例（平成18年燕市条例第33号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例(平成18年燕市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 一般財団法人燕三条地場産業振興センター(昭和60年1月21日に財団法人燕三条駅観光物産センターという名称で設立された法人をいう。)
- (2) 公益財団法人にいがた産業創造機構(昭和46年4月1日に財団法人新潟県中小企業振興公社という名称で設立された法人をいう。)

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

燕市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、燕市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例の
制定について

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例を次のように
制定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市空き家等の適正管理及びまちなか居住促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家及び空き地(以下「空き家等」という。)の適正な管理及び活用促進に関し、基本理念を定め、市、市民等及び管理義務者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態になることの防止を図り、もって安全で良好な景観及び住環境を確保し、魅力あるまちづくり及びまちなか居住促進を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に人が使用していない建物(現に人が使用していない建物と同様の状態にあるもの含む。)その他の工作物及び立木等の附属物をいう。
- (2) 空き地 現に人が使用していない土地(現に人が使用していない土地と同様の状態にあるもの含む。)をいう。
- (3) まちなか 直近の国勢調査における人口集中地区(D I D地区)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域指定区域(工業専用地域を除く。)をいう。
- (4) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア 雑草及び雑木が繁茂し、又は枯草及び枯木が密集し、かつ、それらが放置されている状態
 - イ 老朽化又は積雪、台風等の自然災害により、倒壊又は建築資材等の飛散のおそれのある状態
 - ウ 不特定者の侵入による火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態
- (5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 管理義務者 所有者、占有者、相続人その他の当該空き家等を管理す

べき者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等及び管理義務者は、市内に適正に管理されない空き家等が増えることにより、防犯上、景観上又は環境上多くの社会問題が生じ、まちの活気が失われることを認識し、誰もが住みたくなる、又は訪れたい魅力あるまちづくりを推進するために、空き家等の適正な管理又は有効な活用促進を図るものとする。

2 特に住宅が密集し、狭隘な道路が多いまちなかにおいては、適正な管理がされていない空き家等が周辺の環境を乱し、又は近隣の住民に迷惑を及ぼす等まちなかの空き家等が抱える課題の解決に向け、市、市民等及び管理義務者は、相互の理解及び協力のもと、空き家等を有効に活用し、賑わいのあるまちづくりを実現するために、まちなか居住促進の推進を図るものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、必要な施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、関係行政機関と連携し、市民等及び管理義務者の意識の啓発を行うものとする。

3 市は、市民等又は管理義務者が空き家等の適正な管理又は有効促進を図るために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

2 市民等は、基本理念にのっとり、地域の良好な生活環境の維持又は保全に努めるとともに、前項に規定する情報に基づき市が実施する必要な措置に協力するものとする。

(管理義務者の責務)

第6条 空き家等の管理義務者は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない。

(まちなかの空き家等の有効活用促進)

第7条 まちなかの空き家等の管理義務者は、当該空き家等を居住促進や店舗整備等により、まちなかの賑わいづくりに積極的に有効活用するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により空き家等を有効に活用した居住促進又は店舗整備等まちなかの賑わいづくりを行う者に対し、必要な支援を行うことができる。

(実態調査)

第8条 市長は、第5条第1項の規定による情報提供があったとき、又は空き家等が管理不全な状態にあると推測されるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

(助言及び指導)

第9条 市長は、前条に規定する実態調査を行い、当該空き家等が管理不全な状態であると認定し、かつ、特に公益上必要があると認めるときは、当該管理義務者に対し、適正な管理のための措置について助言及び指導をすることができる。

(勧告)

第10条 市長は、前条の規定による助言及び指導を受けた管理義務者が正当な理由なく当該助言及び指導に従わないときは、当該管理義務者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告に応じないときは、当該管理義務者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令するときは、当該命令に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わなかった者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、

その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 命令に係る空き家等の所在地

(3) 命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第13条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が、これを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該管理義務者から徴収することができる。

(緊急安全措置)

第14条 市長は、空き家等の危険な状態が切迫している場合であって、管理義務者が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別の事情があると認められるときは、当該危険な状態を回避するために管理義務者に代わって必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)をとることができる。

2 市長は、前項に規定する緊急安全措置を実施する場合は、当該管理義務者の同意を得て実施するものとする。

3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を管理義務者から徴収するものとする。

(空き家等審査会)

第15条 市長の諮問に応じ、第10条の規定による勧告等について審査するため、燕市管理不全空き家等審査会(以下「空き家等審査会」という。)を置く。

2 前項の規定による空き家等審査会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(警察その他の関係機関との連携)

第16条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年燕市条例第57号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
の一部を改正する条例

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例(平成18年燕市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(変更契約で議会の議決に付すことを要しないもの)

第4条 第2条の規定により議会の議決に付して締結した契約を変更する契約で、当該変更により増額し、又は減額する契約金額が当該変更前の契約金額の100分の10(その額が1億円を超えるときは、1億円)未満のものについては、議会の議決に付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市税条例の一部改正について

燕市税条例（平成18年燕市条例第61号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第19条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条例第63号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の6.30」を「100分の7.10」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万3,100円」を「2万4,200円」に改める。

第6条第1号中「2万2,800円」を「2万4,000円」に改め、同条第2号中「1万1,400円」を「1万2,000円」に改める。

第6条の2中「100分の1.05」を「100分の2.70」に改める。

第6条の3を次のように改める。

第6条の3 削除

第6条の4中「3,400円」を「8,800円」に改める。

第6条の5第1号中「4,200円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「2,100円」を「4,000円」に改める。

第7条中「100分の1.62」を「100分の2.50」に改める。

第9条中「1万2,700円」を「1万5,800円」に改める。

第16条第1号ア中「16,170円」を「16,940円」に改め、同号イ(ア)中「15,960円」を「16,800円」に改め、同号イ(イ)中「7,980円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「2,380円」を「6,160円」に改め、同号エ(ア)中「2,940円」を「5,600円」に改め、同号エ(イ)中「1,470円」を「2,800円」に改め、同号オ中「8,890円」を「11,060円」に改め、同条第2号ア中「11,550円」を「12,100円」に改め、同号イ(ア)中「11,400円」を「12,000円」に改め、同号イ(イ)中「5,700円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「1,700円」を「4,400円」に改め、同号エ(ア)中「2,100円」を「4,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,050円」を「2,000円」に改め、同号オ中「6,350

円」を「7,900円」に改め、同条第3号ア中「4,620円」を「4,840円」に改め、同号イ(ア)中「4,560円」を「4,800円」に改め、同号イ(イ)中「2,280円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「680円」を「1,760円」に改め、同号エ(ア)中「840円」を「1,600円」に改め、同号エ(イ)中「420円」を「800円」に改め、同号オ中「2,540円」を「3,160円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

燕市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の
制定について

燕市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、市が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 前条の技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並び
に事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定めのない限り、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者)

第4条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第5条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める数は、29人以下とする。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、

定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の記録の整備)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 主治の医師による指示の文書
- (4) 訪問看護報告書
- (5) 市への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(夜間対応型訪問介護の基本方針)

第8条 指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間においても安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(認知症対応型通所介護の基本方針)

第9条 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

第12条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第13条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員)

第14条 1の居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情を踏まえ市長が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第15条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(複合型サービスの基本方針)

第16条 指定複合型サービスの事業は、法第74条第2項の規定により新潟県の条例で定める訪問看護の基本方針及び第10条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(準用)

第17条 第7条の規定は、指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指

定地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービスの事業並びに指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

- 2 第14条の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(指定地域密着型サービスに関するその他の基準)

第18条 第3条及び第6条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成25年3月8日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する
基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定めのない限り、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けられることができる者)

第4条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)

第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(介護予防認知症対応型通所介護の記録の整備)

第6条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

(介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第7条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第9条 第6条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び指定介護
予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準)

第10条 第3条及び第5条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型
介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
は、予防基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市デイサービスセンター条例の一部改正について

燕市デイサービスセンター条例（平成18年燕市条例第118号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

燕市デイサービスセンター条例(平成18年燕市条例第118号)の一部を次のように改正する。

第2条の表つばめ第2デイサービスセンターの項及びつばめ第3デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
の設置に関する基準を定める条例の制定について

燕市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関
する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第13条第1項の規定により、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において用いる用語の例による。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、

- 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。
- オ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路(階段若しくは段に代わるもの又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれがある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園

施設に接続していること。

(屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第 4 条第 1 号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号に規定する車いす使用者用観覧スペース及び第 4 号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を 80 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況そ

の他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が 200 以下の場合は当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、200 を超える場合は当該収容定員に 100 の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は 90 センチメートル以上で、かつ、奥行きは 120 センチメートル以上であること。

(2) 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前 2 項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車

台数が 200 以下の場合には当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350 センチメートル以上とすること。

(2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第 9 条 前条第 2 項第 1 号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適

合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第1項第1号アからウまで、オ及び第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。

この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第 11 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第 12 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する標識について準用する。

第 13 条 第 3 条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第 3 条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第 14 条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の3条を加える。

(住民一人当たりの公園の敷地面積の標準)

第2条の2 区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(配置及び規模の基準)

第2条の3 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、これらの公園を利用する者が容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第 2 条の 4 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 2 を超えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合には、当該各号に定める当該公園の敷地面積に対する割合を限度として、これを超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 5 条第 2 項に規定する休養施設、同条第 4 項に規定する運動施設、同条第 5 項に規定する教養施設、同条第 8 項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合は、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として、同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合は、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として同条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

ア 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化

財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて
歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として
指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法
律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築
物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する
建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合は、当該都市公園
の敷地面積の100分の10を限度として同条本文又は前2号の規定により
認められる建築面積を超えることができることとする。

(4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建
築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合は、当該公
園の敷地面積の100分の2を限度として同条本文又は前3号の規定によ
り認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定
について

燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)

第 30 条第 3 項及び第 45 条第 3 項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、市が管理する市道(以下「道路」という。)の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号。以下「政令」という。)で使用する用語の例による。

(道路の区分)

第 3 条 この条例における道路の区分は、政令第 3 条の定めるところによる。

(車線等)

第 4 条 車道(次に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

(1) 副道

(2) 停車帯

(3) 交差点

(4) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

(5) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯

(6) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間

(7) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2 とする。

区 分		地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第 3 種	第 2 級	平地部	9,000
	第 3 級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第 4 級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		9,000
<p>交差点の多い第 4 種の道路については、この表の設計基準交通量に 0.8 を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>			

- 3 前項に規定する道路以外の道路(第 3 種第 5 級及び第 4 種第 4 級の道路を除く。)の車線の数 は 4 以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2 の倍数)とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる 1 車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1 車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第 3 種	第 2 級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第 3 級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第 4 級	山地部	5,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		10,000
<p>交差点の多い第 4 種の道路については、この表の 1 車線当たりの</p>			

設計基準交通量に 0.6 を乗じた値を 1 車線当たりの設計基準交通量とする。

- 4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に 0.25 メートルを加えた値とすることができる。

区 分			車線の幅員 (単位 メートル)
第 3 種	第 2 級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第 4 級		2.75
第 4 種	第 1 級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第 2 級及び 第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 35 条の規定により車道に狭さく部を設ける場合においては、3 メートルとすることができる。

(車線の分離等)

- 第 5 条 車線の数が 4 以上である道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。
- 2 車線を往復の方向に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるも

のとする。

- 3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ 100 メートル以上のトンネル、長さ 50 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第 3 種	第 2 級	1.75	1
	第 3 級		
	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	1	—
	第 2 級		
	第 3 級		

- 4 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、0.25 メートルとする。
- 6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第 12 条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

- 第 6 条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が 4 以上である第 3 種又は第 4 種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。
- 2 副道の幅員は、4 メートルを標準とするものとする。

(路肩)

- 第 7 条 道路には、車道に接して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。
- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。

ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第2級から	普通道路	0.75	0.5
	第4級まで	小型道路	0.5	—
	第5級		0.5	—
第4種			0.5	—

- 3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。
- 4 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩、又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩の幅員は、第3種(第5級を除く。)の普通道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。
- 5 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。
- 6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、道端寄りに路肩を設けるものとする。
- 8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項に規定する値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第 8 条 第 4 種(第 4 級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5 メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5 メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第 9 条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

第 10 条 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5 メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第 12 条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第 11 条 自動車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては 4 メートル以上、その他の道路にあつては 3 メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては 3 メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては 2 メートル、並木を設ける場合にあつては 1.5 メートル、ベンチを設ける場合にあつては 1 メートル、その他の場合にあつては 0.5 メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第 12 条 第 4 種(第 4 級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第 3 種(第 5 級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第 3 種若しくは第 4 種第 4 級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第 3 種又は第 4 種第 4 級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては 3.5 メートル以上、

その他の道路にあつては 2 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては 3 メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては 2 メートル、並木を設ける場合にあつては 1.5 メートル、ベンチを設ける場合にあつては 1 メートル、その他の場合にあつては 0.5 メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第 13 条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第 14 条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第 15 条 第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5 メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交

通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第 16 条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度	
		(単位 1時間につきキロメートル)	
第 3 種	第 2 級	60	50 又は 40
	第 3 級	60、50 又は 40	30
	第 4 級	50、40 又は 30	20
	第 5 級	40、30 又は 20	—
第 4 種	第 1 級	60	50 又は 40
	第 2 級	60、50 又は 40	30
	第 3 級	50、40 又は 30	20
	第 4 級	40、30 又は 20	—

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車線の屈曲部)

第 17 条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又

は第 35 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第 18 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	—
20	15	—

(曲線部の片勾配)

第 19 条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第 3 種の道路で自転車道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては、6 パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)
第 3 種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度はなはだしい地	6

		域	
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第 4 種			6

(曲線部の車線等の拡幅)

第 20 条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第 21 条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第 4 種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の屈曲部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第 22 条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が 2 である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が進越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第 23 条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設計速度 (単位 1時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第 3 種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
		30	11	—
		20	12	—

第 4 種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
		30	11	—
		20	12	—

(登坂車線)

第 24 条 普通道路の縦断勾配が 5 パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3 メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第 25 条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 60 キロメートルである第 4 種第 1 級の道路であって、かつ、地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸型縦断曲線の半径を、1,000 メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000

50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

- 第 26 条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。
- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 49 キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして政令第 23 条第 2 項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。
- 3 第 4 種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿

道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第 27 条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第 2 項に規定する 基準に適合する舗装道	1.5 以上 2 以下
その他	3 以上 5 以下

- 2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道には、2 パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第 3 項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第 28 条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 30 キロメートル又は 20 キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5 パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)

60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

- 2 積雪寒冷の度がはなはだしい地区に存する道路にあつては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

- 第 29 条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

- 第 30 条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で 5 以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第 4 種第 1 級の普通道路にあつては 3 メートルまで、第 4 種第 2 級又は第 3 級の普通道路にあつては 2.75 メートルまで、第 4 種の小型道路にあつては 2.5 メートルまで縮小することができる。

- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては 3 メートル、小型道路にあつては 2.5 メートルを標準とするものとする。

- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

- 第 31 条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が 4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方法は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が 4 以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。
- 4 連結路については、政令第 12 条の規定並びに第 4 条から第 7 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 28 条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第 32 条 道路が鉄道又は軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45 度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ 30 メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5 パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上 5 メートルの地点における 1.2 メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50 未満	110

50 以上 70 未満	160
70 以上 80 未満	200
80 以上 90 未満	230
90 以上 100 未満	260
100 以上 110 未満	300
110 以上	350

(待避所)

第 33 条 第 3 種第 5 級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300 メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20 メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5 メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第 34 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止、道路標識、道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)及び他の車両又は歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

(凸部、狭さく部等)

第 35 条 第 4 種第 4 級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第 3 種第 5 級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第 36 条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、道路に交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第 37 条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第 38 条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設その他これらに類する施設を設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第 39 条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第 40 条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋等の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(附帯工事等の特例)

第 41 条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、政令第 4 条、第 12 条並びに第 35 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに第 4 条から前条までの規定(第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 27 条、第 29 条、第 34 条及び第 38 条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第 42 条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分の道路の種類を変更する計画がある場合においては、当該変更に係る部分を道路の種類に応じ、当該道路を管理することとなる公共団体が定める道路の構造の技術的基準を適用する。

(小区間改築の場合の特例)

第 43 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 3 項、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条から第 25 条まで、第 26 条第 3 項並びに第 28 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 3 項、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 22 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 26 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 1 項の規定による基準をその

まま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

- 第 44 条 自転車専用道路の幅員は 3 メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は 4 メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5 メートルまで縮小することができる。
- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員 0.5 メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
 - 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第 39 条第 4 項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
 - 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
 - 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、政令第 3 条、第 4 条、第 12 条並びに第 35 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに第 3 条から第 42 条まで及び前条第 1 項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第 13 条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

- 第 45 条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2 メートル以上とするものとする。
- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第 40 条第 3 項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
 - 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
 - 4 歩行者専用道路については、政令第 3 条、第 4 条、第 12 条並びに第 35

条第 2 項及び第 3 項の規定並びに第 3 条から第 12 条まで、第 15 条から第 42 条までの規定及び第 43 条第 1 項の規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第 46 条 法第 45 条第 3 項の条例で定める道路に設ける道路標識の寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図ることを考慮して規則で定める寸法とする。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第 47 条 高齢者移動等円滑化法第 10 条第 1 項に規定する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障がい者等の道路の移動上及び利用上の利便性並びに安全性の向上を図るものとしなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の
制定について

燕市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 堤防(第3条—第15条)
- 第3章 床止め(第16条—第19条)
- 第4章 堰(第20条—第27条)
- 第5章 水門及び樋門(第28条—第35条)
- 第6章 橋(第36条—第41条)
- 第7章 伏せ越し(第42条—第46条)
- 第8章 雑則(第47条—第49条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物(以下「許可工作物」という。)のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)において使用する用語の例による。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画

高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高(以下「堤内地盤高」という。)が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第9条 流水的作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

(水制)

第10条 流水的作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるもの

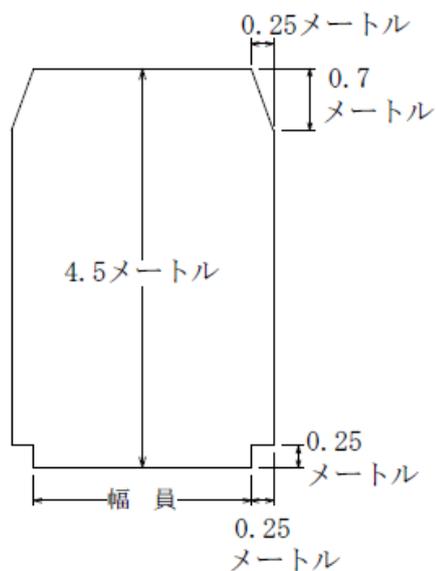
とする。

(管理用通路)

第11条 堤防には、次の各号に定めるところにより、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

(1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。

(2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



(波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第12条 2以上の河川の合流する箇所その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 表法面に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

(2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 天端及び裏法面をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

(2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第13条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間(以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第14条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第15条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計

画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章(第13条及び前条を除く。)の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第16条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第17条 床止めを設ける場合において、これを接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次の各号に定めるところにより、護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

(2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

(3) 河岸(低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。)又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。

(4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

(魚道)

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、次の各号に定めるところにより、魚道を設けるものとする。

(1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。

(2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

第4章 堰

(構造の原則)

第20条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第21条 可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。)以外の部分及び固定堰は、流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条において同じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭さく部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第22条 可動堰の可動部のゲート(バルブを含む。以下この章において同じ。)は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うこと

ができる構造とするものとする。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第23条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部(床版を含む。)の高さ以下とするものとする。

(可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第24条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、
0.6メートルを加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第25条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第26条 第17条から第19条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第27条 第21条及び第23条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用

しない。

第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

第28条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第29条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第30条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門)

第31条 第21条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第21条中「可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。)以外の部分及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第32条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有

する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第33条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さを下回らないものとするものとする。

2 第23条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門(流水を分流させる水門を除く。)のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第24条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第34条 第25条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、次に定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

(2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(護床工等)

第35条 第17条及び第18条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第6章 橋

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第36条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第37条 堤防に設ける橋台は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

2 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

3 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(桁下高等)

第38条 第23条第1項及び第24条の規定は、橋の桁下高について準用する。

この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面(路面、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。)の高さは、背水区間において、橋が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第39条 第17条及び第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第40条 橋(取付部を含む。)は、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

- 2 管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋(取付部を含む。)の構造は、管理用通路(管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路)の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第41条 第37条第1項及び第2項並びに第38条の規定は、遊水地その他これらに類するものの区域(橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域を除く。)内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたものについては、適用しない。

- 2 この章(第38条及び前条を除く。)の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門に附属して設けられる橋については、適用しない。

第7章 伏せ越し

(適用の範囲)

第42条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第43条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近

の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第44条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。)を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第29条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第45条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート(バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 第25条の規定は、伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第46条 伏せ越しは、低水路(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。)の表面から、堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。)の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第8章 雑則

(適用除外)

第47条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下

「河川管理施設等」という。)については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第7章までの規定によるものと同様以上の効力があると認めるもの
(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第48条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

第49条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

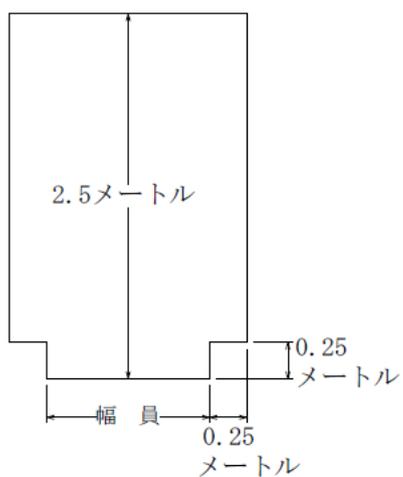
- (1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。

計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅 (単位 メートル)
50未満	2
50以上100未満	2.5

- (2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が

0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。

- (3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



- (4) 伏せ越しについては、第46条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市道路占用料徴収条例の一部改正について

燕市道路占用料徴収条例（平成18年燕市条例第158号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

燕市道路占用料徴収条例(平成18年燕市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表中「政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。」を「政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。」に、

「

政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき	200	を
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1月	100	

」

「

政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき	1,000	に、
政令第7条第3号に掲げる施設	1年	Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき	200	」
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	100	

「政令第7条第6号に掲げる施設」を「政令第7条第8号に掲げる施設」に、
 「政令第7条第7号に掲げる施設」を「政令第7条第9号に掲げる施設」に、
 「政令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場」に、「政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物」を「政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物」に、「政令第7条第10号に掲げる器具」を「政令第7条第12号に掲げる器具」に、「政令第7条第11号に掲げる施設」を「政令第7条第13号に掲げる施設」に改める。

同表備考7中「政令第7条第6号に掲げる施設」を「政令第7条第8号に掲げる施設」に、「同条第11号に掲げる施設」を「同条第13号に掲げる施設」に

改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例（平成18年燕市条例第160号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 市営住宅の設置(第3条)」を
「第2章 市営住宅の設置(第3条) に改める。

第2章の2 市営住宅等の整備基準(第3条の2)」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 市営住宅等の整備基準
(整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅及び共同施設(以下この条において「市営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。
- (2) 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。
- (3) 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市営住宅等及びその敷地に関する基準は、規則で定める。

第6条第1項第2号アを次のように改める。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、災害により住宅に困窮していることその他のやむを得ない事由の有無、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円

第6条第1項第2号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」に改

め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第2項中「身体障害者」を「身体障がい者、災害により住宅に困窮している者」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号に規定する金額を超えるとき。

(2) 前項の新たに同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるとき。

第51条第4項中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

別表第1の1市営住宅の表中

「

西太田 1号団地	燕市吉田西太田 307番地1	木造平屋建	4	昭和41年度
-------------	-------------------	-------	---	--------

を

」

「

西太田 1号団地	燕市吉田西太田 307番地1	木造平屋建	3	昭和41年度
-------------	-------------------	-------	---	--------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について

燕市有吉田東栄町住宅条例（平成20年燕市条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部を改正する条例

燕市有吉田東栄町住宅条例(平成20年燕市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

吉田東栄町 住宅	燕市吉田 東栄町4番	簡易耐火構 造平屋建	26	昭和39 年度
-------------	---------------	---------------	----	------------

を

」

「

吉田東栄町 住宅	燕市吉田 東栄町4番	簡易耐火構 造平屋建	24	昭和39 年度
-------------	---------------	---------------	----	------------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市下水道条例の一部改正について

燕市下水道条例（平成18年燕市条例第168号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市下水道条例の一部を改正する条例

燕市下水道条例(平成18年燕市条例第168号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 公共下水道の使用(第10条—第26条)」を
「 第4章 公共下水道の使用(第10条—第26条)
第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等 に
(第27条—第31条) 」

「第5章 都市下水路(第27条・第28条)」を「第6章 都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等(第32条—第35条)」に、「第6章 雑則(第29条—第34条)」を「第7章 雑則(第36条—第41条)」に、「第7章 罰則(第35条・第36条)」を「第8章 罰則(第42条・第43条)」に改める。

第1条中「その管理及び使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加える。

第2条中第16号を第18号とし、第6号から第15号までを2号ずつ繰下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(7) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第7章を第8章とする。

第36条を第43条とする。

第35条第9号中「第30条第2項」を「第37条第2項」に、「第31条第2項」を「第38条第2項」に改め、同条を第42条とする。

第6章を第7章とする。

第34条を第41条とし、第29条から第33条までを7条ずつ繰下げる。

「第5章 都市下水路」を「第6章 都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等」に改める。

第28条を第35条とし、第27条を第34条とし、第6章中同条の前に次の2条を加える。

(都市下水路の構造の基準)

第32条 第27条、第28条及び第30条の規定は、都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第33条 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、一年に一回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、一月に一回以上行うこと。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第27条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。

第29条において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とろ}継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第28条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第29条 第27条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第30条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第31条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈澱池のどろだめに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないよう定期的にその洗浄等を行うとともに濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第27条から第29条までの規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る)は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

燕市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年燕市条例第169号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

燕市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年燕市条例第169号)の一部を次のように改正する。

別表中「一宅地」を「一土地(1筆の土地又は隣接する2筆以上の土地で形状及び利用状況により一体をなしていると認められる土地をいう。以下同じ。)」に改め、「併せ持っている建物」の次に「をいう。」を加え、「水道メーターの口径別に、」の次に「一土地につき」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者
の資格基準に関する条例の制定について

燕市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実

務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する水道技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

燕市水道事業の設置等に関する条例（平成18年燕市条例第170号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

燕市水道事業の設置等に関する条例(平成18年燕市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(資本剰余金の処分)

第4条の2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

燕市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第1項の規定により、次のとおり燕市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成25年3月8日 提出

燕市長 鈴木 力

記

1 郵便局の名称

越後吉田郵便局

分水郵便局

2 郵便局取扱事務

(1) 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付(当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の引渡し

(2) 納税証明書の交付(当該納税証明書に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

(3) 住民票の写しの交付(当該住民票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写しの引渡し

(4) 印鑑登録証明書の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

3 郵便局取扱事務を取り扱う期間

平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

ただし、この期間満了の 3 月前までに燕市、郵便局株式会社いずれからも特別の意思表示がないときは、取扱期間をさらに 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

市道路線の認定について

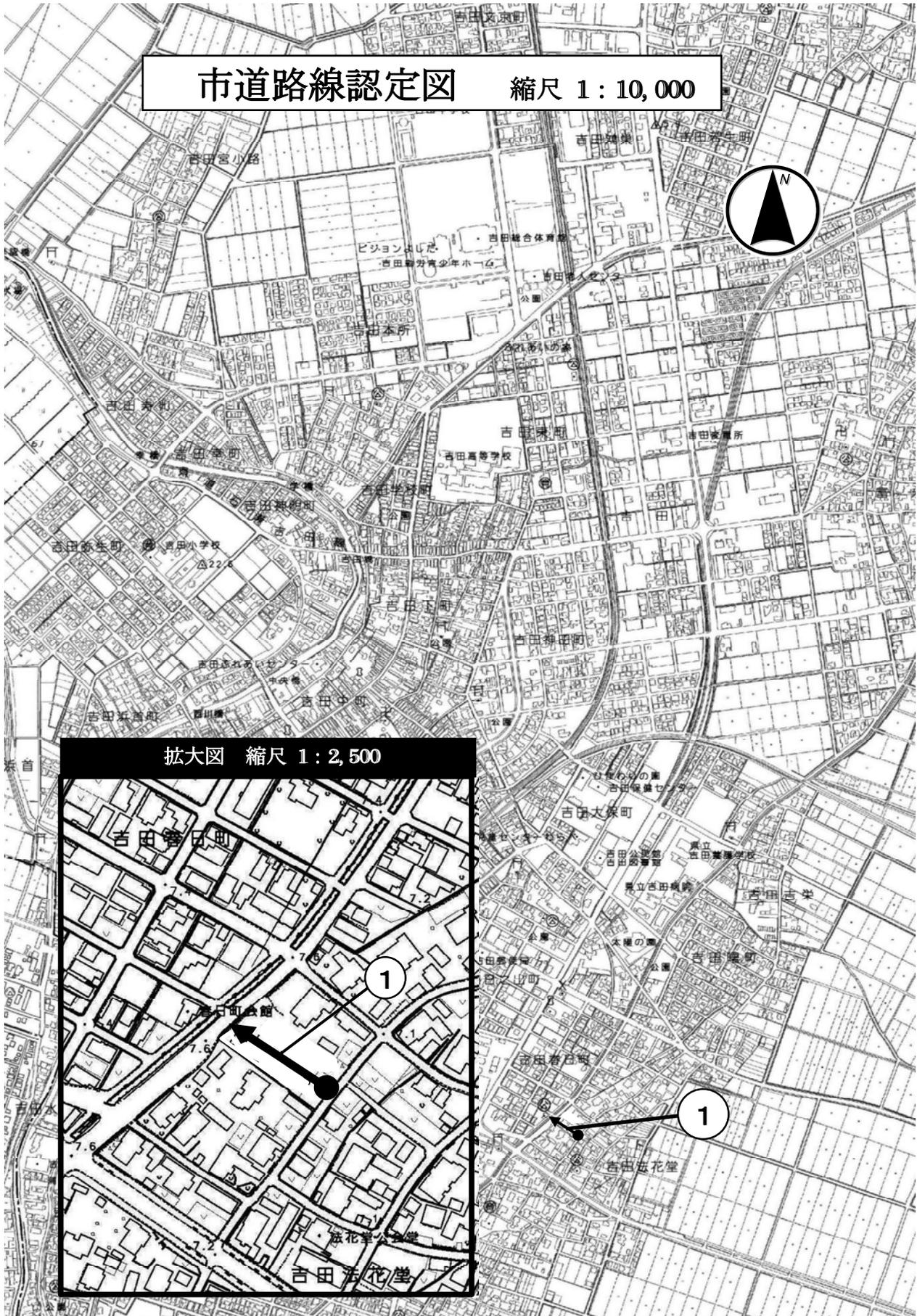
次のとおり、市道路線を認定するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日 提 出

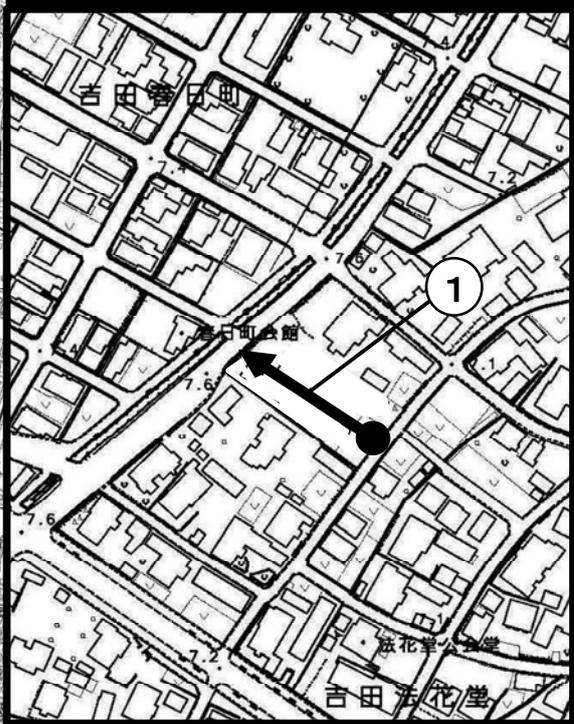
燕 市 長 鈴 木 力

記

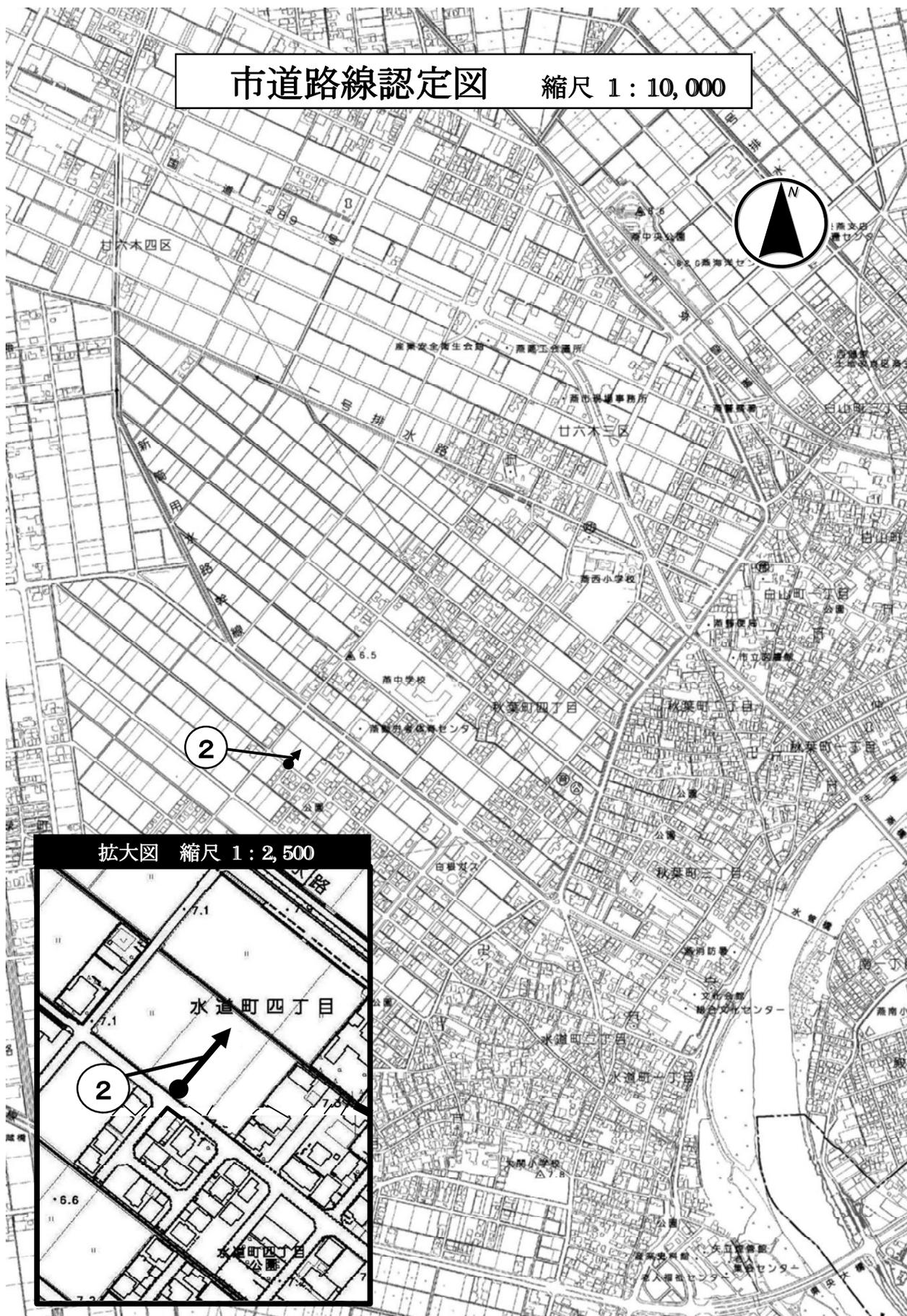
市道路線認定図 縮尺 1 : 10,000



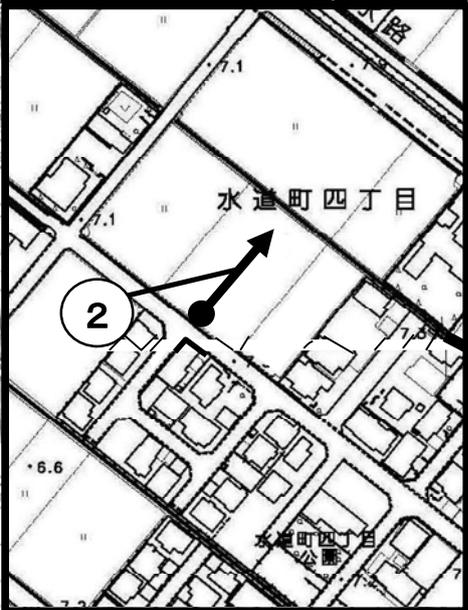
拡大図 縮尺 1 : 2,500



市道路線認定図 縮尺 1 : 10,000



拡大図 縮尺 1 : 2,500



他の団体の公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、次のとおり平成25年4月1日から弥彦村の公の施設を利用する。

平成25年3月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

1 目的

弥彦村の公共下水道施設を利用することにより、同村と境界を接する燕市の住民の福祉の向上と便益を図るため。

2 使用者

平成24年3月30日付け、新潟県下水第446号により認可された燕市公共下水道（西川処理区）事業計画に定める分水第1処理分区の区域内において下水を弥彦村が整備した施設を利用して流域下水道に排除してこれを使用する者。

3 使用料

下水道使用料は、燕市が同市条例を適用し、使用者から徴収するものとする。

4 経費の負担

弥彦村の施設の維持管理費の経費のうち、燕市の住民に係るものについては、燕市が負担するものとし、その額及び納付時期については、燕市長と弥彦村長が協議して定めるものとする。